

結婚新生活支援事業補助金Q&A

	区分	質問内容		回答
Q1	世帯状況	再婚の場合対象になりますか？	A1	対象となります。ただし、夫婦の一方または双方が過去に結婚に係る給付を受けたことがある場合は、対象となりません。
Q2	住所	婚姻日時時点で浜田市に住民票がありませんでしたが、対象となりますか？	A2	対象になる場合があります。 申請時に夫婦双方が浜田市に住民票の住所が補助対象経費に係る浜田市内住宅の住所であれば対象となります。
Q3	申請書類	申請書類はどこでもらえますか？	A3	浜田市役所 本庁4階 定住関係人口推進課又は各支所 防災自治課にお越しいただくか、浜田市のホームページにて印刷できます。
Q4	申請書類	婚姻届受理証明書や戸籍謄本はどこで発行できますか？	A4	総合窓口課で発行ができます。 ただし、婚姻届提出後、発行までにはお時間がかかります（婚姻届を提出した市町村により時間は異なります。）のでご注意ください。
Q5	申請書類	貸与型奨学金の返済額が分かる書類とは何ですか？	A5	奨学金返還証明書 または 支払額及び支払先が明記された通帳等の写しです。
Q6	申請書類	家賃の支払いは口座引き落としで行っています。通帳の写しを領収書の代わりに提出してもいいですか。	A6	通帳の写しで構いません。また、クレジットカードで支払いの場合は、クレジットカードの利用明細等を提出してください。支払者の氏名、金額、支払先の名称がわかる部分をお持ちください。
Q7	申請	郵送で申請してもいいですか？	A7	郵送で申請いただいても構いません。ただし、不備等ありましたら連絡をしますので、申請書には必ず連絡先を記載ください。
Q8	年齢	婚姻日における年齢はどのように確認しますか？	A8	婚姻証明書や戸籍謄本等、婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類で確認します。その際、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますので、ご注意ください。
Q9	所得	所得とは何を示しますか？	A9	所得税等の算定基礎額となる所得の考え方に準じて算出します。個人に複数の所得がある場合（例：給与収入と一時所得など）にこれらを合算します。 ・給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額-給与所得控除額（源泉徴収票をご確認ください。） ・自営業者の場合：1年間の売上金額-必要経費
Q10	所得	所得は、どの時点の課税（所得）証明書に基づいて確認しますか？	A10	令和5年分の所得証明書にて確認します。（4月1日～5月31日の間に申請される場合は、令和4年分で確認します。）
Q11	所得	所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでですか？	A11	所得証明書の期間と同一期間です。
Q12	世帯状況	夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか？	A12	対象となります。婚姻届受理証明書を取得してください。

Q13	世帯状況	婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象となりますか？	A13	対象となります。 ただし、補助対象となるのは、同居開始後に生じた費用に限ります。同居開始が婚姻を機としたものでない場合は、婚姻後に生じた費用に限ります。婚姻日より前に婚姻を機に新たに住宅を賃借する場合は、婚姻日から起算して1年以内に新たに住宅を賃借した場合は同居開始後に生じた費用に限ります。
Q14	世帯状況	婚姻届提出前に同居するため、引越しました。引越費用は対象になりますか？	A14	対象となります。
Q15	世帯状況	夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象となりますか？	A15	対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。
Q16	世帯状況	夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となりますか？	A16	対象となります。
Q17	世帯状況	契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分支払っている場合、補助の対象となりますか？	A17	対象となりません。
Q18	対象費目	月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうしたらいいですか？	A18	家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。
Q19	対象費目	勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となりますか？	A19	対象外となります。このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等により、手当支給額を把握し、当該金額を控除した金額を対象とします。
Q20	対象費目	勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、対象となりますか？	A20	対象となります。この場合、賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていることを確認することが必要となります。
Q21	対象費目	賃貸借契約書に敷金に係る記載はないが、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、領収書の提出だけでいいですか？	A21	領収書の提出だけで構いません。ただし、領収書に記載されている費目が敷金となっていること、賃貸借契約書に記載されている住宅に対して支払われていることを書面により確認する必要があります。
Q22	対象費目	住居のリフォームについて対象となる費用はどのようなものですか？	A22	婚姻に伴う住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については、対象外です。
Q23	対象費目	夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか？	A23	所有者であることは要しません。ただし、申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要です。

Q24	対象費目	賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。
Q25	対象費目	住宅取得、住宅リフォームの補助について、国の他の住宅に係る補助制度との併用して申請できますか。
Q26	対象費目	住宅取得の際、建物と土地を一体ものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区別することができない場合はどうなりますか。
Q27	対象費目	引越費用について対象となる費用はどのようなものがありますか？
Q28	申請回数	上限金額に達するまで、何度も申請できますか？
Q29	その他	結婚新生活補助金は所得税がかかりますか？

A24	対象となります。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用ではないことを確認する必要があります。なお、賃貸借契約書に記載がない場合は、貸主が記載した承諾書を提出してください。
A25	併用で申請することはできません。ただし、住宅リフォームについては、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可能です。
A26	不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は通常区分が可能です。売主等に建物代を確認する必要があります。
A27	引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は対象となりません（例：不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用等）。
A28	交付は上限金額に達していなくても1年度1回限りです（上限金額に達しない場合、翌年度に申請することができます）。 交付決定後に金額に変更が生じた場合は変更交付申請を提出してください。
A29	一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が50万円を超える場合、申告をする必要があります。